各　位

平　成　３　０　年　３　月
静岡県液化石油ガス教育事務所
［(一社)静岡県ＬＰガス協会内］

平成３０年度第２回高圧ガス保安協会主催設備士再講習の実施について

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第３８条の９の規定に基づく設備士再講習を下記により実施いたします。この講習は、設備士免状所持者が一定の期間ごと(初回は３年、次回以降５年ごと)に受講することが法令で義務付けられています。(業務に従事していない方も受講義務があります)対象者は必ず受講してください。

なお、平成１２年度から「平成１２年３月３１日以前の液化石油ガス設備士免状取得者」は、この講習を受講することにより、バルク供給設備の保安業務を行うことができるようになりました。

記

１．講習対象者

(1) 免状交付日の属する年度の翌年度の開始日から３年以内(液石法規則第１０９条第１項)　【平成２７年度免状交付者】

(2) 再講習受講日の属する年度の翌年度の開始日から５年以内　【平成２５年度再講習受講者　※未受講者を含む】

２．講習の申込期日及び場所　※中部の方は本部へ申し込んでください。

申込期日	申　込　場　所		電話番号
平成 30 年 6 月 25 日（月） ～ 平成 30 年 6 月 29 日（金）	〒410-0055　沼津市高島本町 4-1	(一社)静岡県ＬＰガス協会　東部支部	055-923-1070
	〒420-0064　静岡市葵区本通 6-1-10	(一社)静岡県ＬＰガス協会　本　部	054-255-2451
	〒430-0912　浜松市中区茄子町 351-2	(一社)静岡県ＬＰガス協会　西部支部	053-465-1178

(1) 受講希望者は別紙申込書に必要事項を記入し、写真(縦 4.5 ㎝・横 3.5 ㎝のものとし、無帽・無背景・正面上半身像のもの)の裏面に氏名を記入して申込書に貼り、受講料を添えて上記申込窓口へ持参、又は郵送してください。

(2) 申込済（申込受付後「正式受付者」）の受講料は原則として払い戻しいたしません。

(3) 住所等に変更がある場合、高圧ガス保安協会試験センターにおいて書換え手続きを行ってください。
（〒105-8447　東京都港区虎ノ門４丁目３番 13 号　神谷町ｾﾝﾄﾗﾙﾌﾟﾚｲｽ　℡0120-66-7966[ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ]）

３．講習月日・科目及び場所

月　日	科　目		時　間	定員	場　所
8 月 8 日(水)	法　令	供給設備及び消費設備の保安に関する法令	9：00～11：00	250 名	静岡市葵区黒金町 20-8 静岡商工会議所 ℡054-253-5111
	保安管理技術	液化石油ガスの設備工事に必要な高度の保安管理の技術	11：00～17：00		

(1) 講習終了後、修了調査を行います。

(2) 受講者は、液化石油ガス設備士免状を必ず持参してください。

(3) 受講科目をすべて受講し、修了調査を提出しないと、講習修了者として認めませんのでご注意ください。

(4) 申込人数等により、講習会場を変更する場合もあります。

４．受講料（非課税）

４，７００円

５．使用テキスト（税込）

(1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規集（第３３次改訂版）　３，６００円

(2) ＬＰガス設備設置基準及び取扱要領（青本）　３，８１０円

※必要な方は、協会本部又は講習会場で購入してください。　計７，４１０円

※講習当日は混雑しますので、お釣りのいらないようお願いいたします。

６．その他

駐車場はありませんので、お車でのお越しはご遠慮ください。(交通渋滞の恐れがあります。公共機関の電車・バス等をご利用ください。)